

# 第1回 保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会 議事録

日時：平成17年4月25日（月） 10時30分～12時00分

場所：保土ヶ谷区役所2階201会議室

出席者：（委員）

井上委員長、安達委員、井上委員、今井委員、大本委員、小山内委員、齊藤委員  
平本委員

（事務局）

青木事務局長、丸山、小山

傍聴者：無

次第

## 1 事務局あいさつ

## 2 委員紹介および定足数の確認

【出席委員】

安達眞職委員、井上孝夫委員、井上正昭委員、今井好雄委員、大本幹也委員、小山内いづ美委員  
齊藤勝敏委員、平本勉委員

【欠席委員】

無

【定足数の確認】

合計8名のうち8名が出席

横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱第4条第2項の規定を充足しており本  
委員会は成立

※ 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱第4条第2項

「委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」

## 3 議事

（1）委員長選出

横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱第3条第1項の規定に基づき、保土ヶ  
谷区副区長井上孝夫委員が委員長に選出された。

※ 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱第3条第1項

「委員会に委員長を置き、副区長をもって充てる。」

（2）指定管理者制度の概要、対象施設、募集スケジュール

（事務局説明）

指定管理者制度について、以下の事項の説明を行った。

- ・ 指定管理者制度の概要
- ・ 根拠法令 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）
- ・ 管理受託者制度と指定管理者制度の相違
- ・ 指定管理者募集対象施設
- ・ 指定管理者募集から選定にいたるスケジュール

（委員応答）

【運営委員会について】

委員：管理運営委員会は指定管理者制度に移行したあとも従来どおり存在するのか。管理運営委員会からは現在もさまざまなご意見等をいただいている。指定管理者と運営委員会の関係は、現在の区民利用施設協会（以下「協会」）と運営委員会の関係と同様の関係となるという理解でよいか。

事務局：そのとおり。

【公募方法について】

委員：現在、運営委託している協会も指定管理者への応募団体のひとつであると考えているが、募集についての情報が協会に偏っていているということはないか。

事務局：それは一切ない。

【施設職員の人選について】

委員：指定管理者制度になったら、地区センターの館長は指定管理者が決めることになるのか。

事務局：そのとおり。

委員：館長は、協会が指定管理者となればそのままの人選になると思われるが、他の団体が指定管理者となった場合には、全く違う人物になる可能性も当然ある。極端な例だが、20代の館長ということもあり得る。その辺について委員のみなさんがどのようにお考えになるかも審査のポイントになるのでは。

委員：指定管理者となった団体が任命した人物になるということだが。

委員：館長についてはそういうことになると思うが、コミニティスタッフ（以下「コミスタ」）についてはまた話が違ってくるのでは。その辺の説明をしてもらえないか。

事務局：コミスタについては、市民局も地域の方を任命するのが望ましいとの見解を示しているので、指定管理者に対して、コミスタの雇用を継続するようにお願いする方向で考えている。

委員：コミスタは現在は地域の方が多い。顔見知りであるケースもある。指定管理者にとっては重要ではないかもしれないが、地区センターは地域に密着した施設であるし、設立趣旨も地域コミュニティの醸成ということであるので、なるべくなら、今までどおり、地域の方をお願いする方法を踏襲した方がよいのでは。

委員：まさしく、そのような視点から応募団体の審査をしていただきたい。評価項目のうちの地域ニーズを把握することができるかという点を審査する際に、施設職員であるコミスタをどのようにするかということも一つの審査の際の判断材料になるのでは。応募団体の中には、コミスタ全員をその団体の職員にしたいという考えを持っているところもあるかもしれな

い。その辺について、委員の皆様がどのようにお考えになるか。いろいろなご意見があると思う。

委員：コミスタの顔ぶれが全て変わってしまったら、業務の引継を細かいところまですることができるのか。

委員：協会から新たな指定管理者への業務引継の期間が十分にあるので問題ないのでは。

#### 【指定管理者への指導について】

委員：利用に関して、極端な例だが、暴力団のような団体が地区センターの利用申請をしてきた場合はどうするのか。

事務局：公の施設ということで、他の利用者の方々に迷惑がかかると判断される場合には施設の利用を遠慮していただくという指導を、指定管理者に対して行うことになる。

委員：保土ヶ谷区は指定管理者に対して指導する権限があるため、このような場合は区から指導することができるのでは。

※ 事務局より、横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者の指定に関する要綱（以下「指定管理者要綱」）第7条（指定の取消等）の説明を行った。

#### 【優先申込、利用料金の減免について】

委員：一定の日にちについて、市が施設を使用する場合はどうなるのか。

事務局：優先申込みと利用料金の減免については従来どおりの取扱いとなる。これらについては、保土ヶ谷区と指定管理者で結ぶ協定で定めることになっている。

※ 事務局より、指定管理者要綱第8条第2項（協定の締結）の説明を行った。

#### （審議結果）

上記のように質疑応答を行った結果、議事について了承された。

### （3） 募集要項、評価項目

#### （事務局説明）

募集要項の「仕様に関する質問の方法・期限」については、公平性・透明性を確保するという狙いがある。例えば、5団体から質問があった場合に、1団体のみに回答し他の団体には回答しないということになると不公平が生じるため、質問に対して回答する場合には、全ての質問に対する回答の一覧表を作成し、質問をいただいた団体はもちろん、質問をいただかなかった団体へもその一覧表を送付するという方法をとることにより、公平性を担保するという趣旨だ。公平性についてはそこまで注意を払っている。

なお、この評価項目については、市民局が横浜市18区共通のモデルとして作成したものを基にしているが、保土ヶ谷区独自で設定した評価項目がある。評価項目中の「1-8 利用者の立場に立ったサービス提供が可能な運営となっているか」。この項目が保土ヶ谷区独自の項目となる。区民の方に喜んでもらえる施設運営を行うことができるかということを中心として重視したいと考え追加した項目だ。

補足になるが、平成16年度から、保土ヶ谷区では民間でいう「経営品質」をこれまで以上に重視する方針をとっている。区役所は区民にとって一番近い行政機関であるということで、区民の皆様にご満足していただけるサービスを提供することが大事であるという意識を、職員ひとりひとりが改めて

確認するという取り組みを全庁的に進めている。

平成17年度においてもこの取り組みを引き続き行っていきたいとの新区長の方針もあるため、地区センター、コミュニティハウス（以下「コミハ」）でも同様の取り組みを行ってほしいという考えから、他の区ではない項目と思われるが、このような項目を保土ヶ谷区独自で追加させていただいた。応募団体にはこの趣旨を理解した上でプレゼンテーションを行ってほしいと考えている。

（質疑応答）

【安定性について】

委員：5年間地区センターの管理運営をお任せすることになるので、やはり安定した運営をしていただける団体が第一だ。

事務局：経費縮減については、評価項目中に管理経費の縮減が図られているかを審査するための項目を設けている。なお、財務評価については、別途経済局に依頼することになる。

【公平性について】

委員：すべての利用者にとって公平な利用ができるという点が大事だと思う。

利用者が多いと抽選または先着順ということになると思うが、そうすると地域に密着した団体が利用できなくなるということも起こりえるのでは。地区センター設置の趣旨から考えると地域に密着した団体にできるだけ使っていただきたいという考えもあると思う。

その辺りを調整するために運営委員会が存在するので、やはり、指定管理者制度になっても運営委員会制度は残すという方向で考えていただきたい。

事務局：現行の管理運営主体が今までと同じ管理方法で行うのか、全く違う方法になってしまうのかどうかは分からないが、運営委員会はこれまでどおり残るので、それについては、運営委員会と指定管理者とで調整していくことになる。ただし、地元住民に優先的に利用してもらうという考えは公平性の観点から難しい。

【効率性について】

委員：指定管理者の選定方法は入札ではないため、経費を最も安く設定した団体が選ばれるとは限らない。どのような運営をしてもらえるのかがポイントだ。安かろう悪かろうでは困る。その辺りも議論する必要があると思う。

事務局：そのとおり。経費のみで判断することはできない。

【利用料金設定について】

委員：利用料金の設定方法についてお聞きしたい。

事務局：部屋の面積に単価4.6円を乗じた額が上限額となる。下限については、市民局で現在検討中だが8割前後を見込んでいると聞いている。利用料金を極端に安く設定してくる団体もあると思われるため、下限を設定する必要はあると考えている。

委員：利用料金を取らなくてもよいという団体があったらどうするのか。

事務局：利用料金を取らないと団体は利益が生み出せないのでは。経費節減しても運営は難しいと思われる。利用料金制度創設の趣旨からしても、やはり利用料金はとっていただく必要がある。また、一部の地区センターのみ利用料金を徴収し他のセンターは徴収しないという事態

が起これるとバランスがとれない。

委員：同じ横浜市で、保土ヶ谷区と他の区で利用料金体系が違うという事態も起こりえるが、本来は望ましくないと思う。

事務局：保土ヶ谷区が見込んだ額を応募書類に掲載するため、その見込み額を上回る額で運営が可能かどうかを審査することになる。ただし、今回指定管理者を募集する6施設のうち、桜ヶ丘コミュニティハウスおよび瀬戸ヶ谷スポーツ会館については、利用料金制度は導入されないため、この2施設については、利用料金についての審査は行わない。

#### 【応募書類について】

委員：地区センターのコミスタがNPO法人を立ち上げて応募するという動きができることが考えられる。いわゆる新規参入団体だが、応募する際に過去3年間の貸借対照表等の書類が必要となると、新規参入団体による応募はできないということか。

事務局：確認する。

#### 【事業報告について】

委員：任期途中の3年後に管理運営能力があるかの確認を行うなどすることはできないのか。

事務局：年度ごとに事業報告をしていただく。また、運営委員会の意見も聴き、それらの情報から引き続き管理運営を任せるかの検討をすることになる。いずれにしろ、区には指定管理者を指導する権限があるので随時指導していくことになる。

委員：事業報告等については、協定で定めるのでは。

事務局：そのとおり。指定管理者要綱第8条（協定の締結）の、協定で定める事項の中に「事業報告に関する事項」とある。

委員：区役所が指定管理者の運営を細部までチェックするには限界がある。区役所から独立した立場で指定管理者の運営をチェックするような組織を作る制度は考えられないか。

事務局：地区センターに対するご意見を、随時インターネットでいただく制度がある。その制度は今後も継続して行っていく。

#### 【情報公開について】

委員：情報公開の必要性は理解している。指定管理者選定後はこの委員会における議事を公開することのことだが、どこまで、どのような形で公開することになるのか。

事務局：委員の皆様には評価項目に基づいて点数を付けていただくことになるが、点数は各団体ごとの合計点のみを公開する。どの委員がどの団体に何点付けたかまでは公開しない。

委員：委員の氏名は公開するのか。

事務局：当委員会がどのような委員で構成されているかを公開する必要があるため、委員の氏名は公開するが、非公開で行われた場合は、委員の発言内容は分からないような形にする。

#### 【指定期間について】

委員：指定期間は5年間ということだが、5年後は社会状況が大きく変わると思われる。高齢化が急速に進むのでは。指定管理者には社会の趨勢、先を見越した事業計画といった観点が求められる。また、経費縮減がポイントだ。限界があるが、健全な経営視点が問われる。

事務局：評価項目中に、世代間交流が図れる自主計画が実施できるかという項目を設けている。この項目についての応募団体の見解によって、先を見越した事業運営を行うことが可能な団体かを見極めることが可能ではないかと考えている。

委員：指定期間の5年が経過したら、再度指定管理者を募集することになるのか。

事務局：そのとおり。

委員：5年という期間についての妥当性はどうか。例えば3年で見直すという考えはないのか。

事務局：市民局は5年ということで統一するという見解だが、確認する。ただ、5年のスパンで事業計画をたてる団体もあるのでは。5年でようやく黒字になるという試算もありえる。ただし、先ほども話が出たが、指定管理者にふさわしくない団体であると判断される場合には任期中でも指定取消ということもある。

#### 【営利活動について】

委員：利用料金を徴収せずに、営利を目的とした活動、例えば食べ物の販売等を行うことによって収益を上げるといったことは可能なのか。

事務局：区民のための自主事業を行うことにより実費相当額を徴収することは可能だが、利益を上げてはいけないことになっている。その経理状況も公開していただくことになる。

#### （審議結果）

上記のように質疑応答を行った結果、議事について了承された。

## 4 その他決定事項

### （1）今後のスケジュールの決定

第2回選定委員会	平成17年6月16日（木）	（審査方法に関する説明会）
第3回選定委員会	平成17年6月23日（木）	（応募団体の審査）
第4回選定委員会	平成17年6月24日（金）	（応募団体の審査、応募団体数多数の場合）

### （2）第2回までに確認する事項

ア 応募する際に過去3年間の貸借対照表等の書類が必要となると、新規参入団体による応募はできないということか。

イ 5年という指定期間についての妥当性はどうか。例えば3年で見直すという考えはないのか。